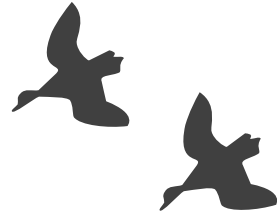


今シーズン2例目！



栃木県の野鳥糞便から 低病原性鳥インフルエンザ検出！

- ・ 栃木県大田原市で採取された野鳥の糞便からH5N3亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが、検出されました。
- ・ 本国において今シーズン2例目のインフルエンザウイルス確認事例です。

飼養衛生管理基準を遵守し、
高病原性鳥インフルエンザなどの対策の再徹底をお願いします。

- ★ 病原体の侵入防止のため、衣服の交換や長靴の消毒、車両の消毒、防鳥ネットの破れがないかを再確認してください。
- ★ 鶏舎周囲、衛生管理区域周囲に石灰散布をするなど、適切な消毒を実施してください。

いつもと様子が違う時は、早期の通報をお願いします

1日の死亡率が前21日平均の2倍以上



家畜保健衛生所にご連絡ください
(その他、下記のような場合もご連絡ください)

- ・ 5羽以上の鶏がまとまってうずくまっている、死んでいる
- ・ 脚部の皮下出血、肉垂の出血・壊死、突然の沈うつといった症状が見られる

中濃家畜保健衛生所

TEL 0574-25-3111 FAX 0574-27-3092

閉庁時は案内に従い「1」番をプッシュしてください
つながらない場合は 0574-25-3484 へ
土日・祝日、閉庁時も通報を受け付けています

予防対策の重要ポイント



① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・ 上記措置の記録

② 野生動物対策

- ・ 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・ 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・ 上記措置の定期点検